

保護者のための 不登校対応支援ガイド

～子どもたちが状況に応じた支援につながるために～

不登校は、どの子にも起こり得るものです。
また、不登校の時期が、休養や自分を見つめ直すために必要な場合もあります。
お子さんに合った支援策について、一緒に考えていきましょう。

はじめに

保護者の皆さんへ

保護者の皆さんは、毎日子育てに関する様々な思いを抱えながら過ごされていることと思います。そんな中、お子さんが登校しない、したくともできない状況になり、どのようにお子さんに接したらよいのか、どのようなところに相談したらよいのか悩みながらも、誰にも相談ができずに不安に思うことはありませんか。

そんな時は、一人で抱え込まずに、ぜひ相談してみてください。学校はもちろん、県内には様々な関係機関等があり、相談や支援を受けることができます。

この資料では、そのような学校内外で受けられる支援や様々な相談窓口を紹介しています。誰かに相談することで保護者の皆さんの不安な気持ちが少しでも和らぎ、お子さんの状況に応じた支援につながることを願っています。

もくじ

- ・ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方
不登校児童生徒の出席扱いについて・・・・・・・・・・ 2 ページ
- ・ 不登校児童生徒の支援ネットワーク ・・・・・・・・・・ 3 ページ
- ・ 相談ができる関係機関等・・・・・・・・・・ 4～8 ページ
- ・ こころの相談窓口・・・・・・・・・・ 8～9 ページ
- ・ 「こどもの心」相談医 ・・・・・・・・・・ 9 ページ

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

不登校の児童生徒への支援等に関する法律として、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が公布されました。この法律は、学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、平成29年3月には「教育機会確保法」の基本指針が定められました。

この法律を踏まえて、令和元年10月には、文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知されました。これらの法や通知において、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、以下のようなことが示されています。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るもの

不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること

支援に際しては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すこと

不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあること

様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと

児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、多様な教育機会を確保すること

- 【関係する通知等】 ●「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」（平成28年12月22日）
●「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日）
●「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策について」（令和5年3月31日）
●「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」→（令和5年3月31日）



不登校児童生徒の出席扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合、指導要録上の出席扱いとなることがあります。

※詳しくは、学校または各市町教育委員会にお問い合わせください。

義務教育段階の児童生徒が、「①教育支援センター」や「②フリースクール等」の民間施設において相談・指導を受け、一定の要件（※1）を満たす場合、校長は「指導要録上の出席扱い」とすることができます。また、教育支援センターやフリースクール等に通うことが難しい場合、自宅においてICT等を活用した学習活動（学校のプリントを活用した学習等も含まれる）を行い、一定の要件（※2）を満たす場合にも、校長は「指導要録上の出席扱い」とすることができます。

※1 保護者と学校との間で、十分な連携・協力が保たれている。

学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし、適切と判断される場合 等

※2 保護者と学校との間で、十分な連携・協力が保たれている。

訪問等による対面指導（学習支援や将来の自立に向けた支援等）が適切に行われていることを前提とする 等

【関係する通知等】 ●「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日）

不登校児童生徒の支援ネットワーク ～チーム学校～

お子さんが学校に行くのを嫌がったり、遅刻や欠席が増えてきたりした場合には、まずは学校に相談してください。学校では管理職のリーダーシップのもと、学級担任だけでなく、学年主任や教育相談担当教員、養護教諭などが連携して対応します。また、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）等の専門家にも相談できます。

このように、学校は「チーム学校」として、それぞれの経験や専門性を発揮しながら情報共有や会議などを行い、一人一人の状況に応じた支援策を考えて実施し、必要に応じて様々な関係機関等にもつないでいきます。不登校の状況に応じて、例えば、登校はできるものの教室には入れない状況にある子どもたちのため、校内に、相談室のほかに居場所となる別室（校内教育支援センター）を設置している学校もあります。

さらに、学校以外にも、県内には不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を支援する様々な関係機関や団体があります。

不登校児童生徒の最善の利益を最優先に支援するという立場に立ち、学校と関係機関等とが連携・協力することで、一人一人の状況に応じた支援の充実を図っています。



教育相談体制強化事業

チーム学校として課題解決に取り組むため、県立学校の管理職・教員向けの研修を実施し、教育相談コーディネーターの配置・役割の明確化、管理職・教職員の共通理解を図っています。

スクールカウンセラー配置事業

県内すべての公立学校に心理の専門家であるスクールカウンセラー（ＳＣ）を配置する体制を整えています。子どもたちや保護者へのカウンセリングや教職員への助言を行うなど、学校における教育相談機能の充実を図っています。

スクールソーシャルワーカー活用事業

県内すべての公立学校に福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を派遣できる体制を整えています。子どもたちの置かれた様々な環境に働きかけ、教職員と情報共有しながら、福祉機関や医療機関等につなげるなど、関係機関と連携した支援を行っています。

訪問支援による社会的自立サポート事業

家から出ることのできない状況にある児童生徒に対し、訪問支援が受けられる体制を整えています。訪問支援員が自宅を訪問し、カウンセリングやＩＣＴを活用した学習支援等を行っています。県内すべての公立学校の児童生徒を対象としています。→６ページ④

教育支援センター事業

県の教育支援センター「しいの木」（４ページ①）を設置し、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援を行っています。県内すべての小・中学生が利用でき、通所による利用とオンラインによる利用を組み合わせた支援を行っています。

教育支援センター機能強化事業

福祉の専門家として、不登校対応コーディネーターを配置し、各市町の教育支援センター（４ページ①）を訪問して、教育支援センター利用の児童生徒や保護者を対象とした相談会や家庭訪問を行っています。

教育相談事業 など

佐賀県教育センターでは、面接や電話による教育相談を行っています。→７ページ⑧

また、まわりに相談できる人がいない時には、３６５日２４時間いつでも電話で相談ができる体制を整えています。→８～９ページ「心のテレホン」「いじめホットライン」

学校以外の居場所

① 教育支援センター



児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けて、県や市町の教育委員会が設置する施設です。
教育支援センターでは、学校と連携しながら学習支援や体験活動などを行っています。

【県が設置している教育支援センター】

施設名	住所	電話
佐賀県教育支援センター「しいの木」	佐賀市大和町大字川上 927 佐賀県教育センター敷地内	0952-62-8141

【市町が設置している教育支援センター】

No	市町名	施設名	住所	電話
1	佐賀市	教育支援センター「くすの実」	佐賀市兵庫北3丁目8番36号 「ほほえみ館」東隣	0952-37-0518
2	多久市	教育支援センター「怒(じょ)る一む」	多久市北多久町大字小侍 7番地40	0952-75-2152
3	小城市	子ども支援センター「ほたる」	小城市三日月町長神田 2312-6 小城市役所別館	0952-72-1021
4	鳥栖市	教育支援センター「みらい」	鳥栖市田代大官町323番地5 鳥栖市生涯学習センター内	0942-82-4868
5	神埼市	教育支援センター「かけはし」	神埼市神埼町鶴3388番地5 神埼市中央公民館 2階	0952-53-2325
6		教育支援センター「にじいろ」	神埼市千代田町直島166番地1 千代田交流センター 西側車庫2階	0952-65-4941
7	吉野ヶ里町	教育支援センター「ほうゆう」	吉野ヶ里町三津777番地 東脊振公民館 2階	0952-52-3499
8	基山町	教育支援センター 「MY ROOM(まいる一む)」	基山町大字宮浦666番地 基山町保健センター 2階	080-7626-6006
9	みやき町	教育支援センター 「みやキッズスクール」	みやき町大字東尾6436番地2 「こすもす館」内	0942-89-3052
10	上峰町	上峰町子ども支援センター	上峰町大字坊所606番地 ふるさと学館 2階	0952-55-7733
11	唐津市	教育支援室「スマイル」	唐津市ニタ子1丁目3番7号 青少年支援センター 4階	0955-73-5202
12	玄海町	教育支援センター「たんぽぽ」	玄海町大字仮屋398番地15 教育支援センター内	0955-51-3083 080-6405-0940
13	武雄市	教育支援センター「スクラム」	武雄市武雄町大字武雄 5230番地	0954-22-4488
14	江北町	教育支援センター「こあら」	杵島郡江北町山口 1651-1 江北町郷土資料館内	070-5531-4203
15	白石町	教育支援室 コンフォートスペース「あい」	白石町大字坂田253-1 白石町交流館 2階	0954-65-2605
16	伊万里市	教育支援センター「せいら」	伊万里市松島町73 生涯学習センター 2階	0955-22-7621
17	有田町	教育支援センター「ゆう」	有田町立部乙2508番地1	0955-46-4391
18	鹿島市	教育支援センター「さくら」	鹿島市大字高津原434番地 田澤義鋪記念館内	090-9479-2758
19	太良町	教育支援センター「おれんじ」	太良町大字多良1番地17 大橋記念図書館内	080-9056-9797
20	嬉野市	教育支援センター「ひまわり」	嬉野市嬉野町大字下宿甲3138番 地 嬉野建設業会館 1階	080-6436-1438
21		教育支援センター「あさがお」	嬉野市塩田町大字馬場下甲1967 番地 嬉野市中央公民館 2階	070-7657-9726

※ 大町町では、町内の児童生徒が佐賀県教育支援センター「しいの木」やフリースクール等に通う場合の経費に対する補助を行っています。詳しくは、各町教育委員会にお問い合わせください。

学校以外の居場所

学校以外の場所
なら通えそう



② フリースクール等

①の教育支援センターの他にも、民間施設等において、不登校児童生徒を対象に、学習支援や体験活動などを行っています。それぞれ利用できる対象や時間、活動内容、費用等が異なります。

施設名	対象	住所等	電話
フリースクールしいのもり	小・中	佐賀市大和町久池井1349-1	080-4474-7620
NPO法人 ただいま	小・中・高	佐賀市水ヶ江2丁目11-1	080-5274-7867
フリースクール ポラリス	小・中・(高)	佐賀市栄町2-8 さかえヤマトビル4階	0952-37-0877
フリースクール クラッソ	小・中	佐賀市大和町大字川上578	0952-37-7205
鳥栖とどろき塾	小・中	鳥栖市宿町1108-5 (日韓交流文化センター野の花食堂内)	080-4607-7501
特定非営利活動法人 十月の森「みんなの学校」	小4～中3	神村学園武雄校舎内(武雄市山内町三間坂) 神村学園上峰校舎内(上峰町民センター)	0954-45-3232 0952-97-9272
フリースペース ハッピービバーク	小・中・高	佐賀市青少年センター内	080-4310-3277
学校法人 星生学園 日輪スクール for KIDS	小・中	佐賀市鍋島町森田 291-1 星乃館	0952-97-8937
フリースクール エコールルミナ	小・中	(2026年4月開校予定) 佐賀市八戸溝三丁目9-1-101	090-1369-3660

※ 上記に掲載している情報は、県内全てのフリースクール等を網羅しているものではありません。

福祉サービスとして、障害のあるお子さんが利用できる「放課後等デイサービス」の中には、不登校の場合に、放課後に限らず利用できる施設もあります。利用に当たっては、お住まいの市町における受給者証の申請が必要です。

施設名	対象	住所	電話
ヒカリノアトリエ巨勢	小・中・高	佐賀市巨勢町大字牛島201-1	0952-97-4977
ユニスクジュニア	小6～中2	佐賀市栄町2-8さかえヤマトビル5階(501)	0952-37-7744
ユニスクさが	中3～高3	佐賀市神野東2丁目2-1フルカワビル5階西	0952-37-7966
からふる	(小)・中・高	佐賀県小城市牛津町牛津753-6	0952-65-9876

※ 上記に掲載している情報は、県内全ての放課後等デイサービスを網羅しているものではありません。

③ 子どもの居場所

こどもの居場所とは、地域のこどもたち誰もが、地域の信頼できる大人たちの見守りの中で、安心して集える場所です。食を提供する場や、学習支援の場、遊び場などがあり、居場所の実施場所や規模、運営方法等その形態はさまざまです。

【子どもの居場所ポータルサイト】

<https://saga-codomo.com/>

【こどもたちのおとなりさん】

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003110458/index.html>



(佐賀県男女参画・こども局こども家庭課作成)

訪問支援

家から出ることのできない状況にある児童生徒に対し、訪問支援員が自宅を訪問し、カウンセリングや学習支援等を行っています。希望する児童生徒には、ICTを活用した学習支援も行います。

※「訪問支援による社会的自立サポート事業」(3ページ)

外出が難しいので、訪問支援をお願いしたい

④ 認定NPO法人 スチューデント・サポート・フェイス

希望される場合は、まずは学校へご相談ください。または、右に示す相談窓口もご利用いただけます。

電話：090-6630-3423（相談専用）

住所：【佐賀事業所】住所：〒840-0834 佐賀市八幡小路2番3号 八幡小路ビル2階

【武雄事業所】住所：〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和40-1

【唐津事業所】住所：〒847-0821 唐津市町田3丁目2番1号

※唐津事業所は月・水・木の開所となります。

主に心や体に関する相談

⑤ 佐賀県精神保健福祉センター

対 象 様々な心の悩みや精神的な症状についての悩みをお持ちの方やそのご家族、関係者等

時 間 月～金曜日 8:30～17:15

料 金 無料 **予 約** 要

気になる言動が見られるなど、子どもの心や体のことで心配なことがあって…

電話：0952-73-5060

住所：〒845-0001 小城市小城町178-9

⑥ 保健福祉事務所（保健所）

対 象 精神的な悩みを抱えた方やそのご家族、療育でお悩みの方やそのご家族

時 間 月～金曜日 8:30～17:15 **料 金** 無料 **予 約** 医師による相談…要 電話相談…不要

No	施設名	所管区域	電 話
1	佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町	0952-30-1691
2	鳥栖保健福祉事務所	鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町	0942-83-2172
3	唐津保健福祉事務所	唐津市、玄海町	0955-73-4187
4	伊万里保健福祉事務所	伊万里市、有田町	0955-23-2101
5	杵藤保健福祉事務所	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	0954-22-2105

⑦ 発達障害者支援センター

対 象 発達障害のある方やそのご家族、支援者。

また、診断はないけれど、発達障害かもしれないと気になっている方

料 金 無料 **予 約** 要

発達障害（またはその疑い）なのですが、不登校になり悩んでいます

【佐賀県東部発達障害者支援センター 結】

時 間 月～金曜日 9:00～17:00

電話：0942-81-5728

住所：〒841-0073 鳥栖市江島町字西谷 3300 番地 1

【佐賀県西部発達障害者支援センター 蒼空～SORA～】

時 間 火～土曜日 9:00～17:00

電話：0952-37-1251

住所：〒846-0002 多久市北多久町大字小侍 40-2

不登校全般に関する相談

⑧ 佐賀県教育センター

対 象	県内の小・中・高等学校、その他の学校に通う児童生徒とその家族
時 間	【来所相談】初回の相談申し込みは学校からとなっています。ご希望の場合は、学校にご連絡ください。 【電話相談】月～金曜日 8:30～17:00
料 金	無料
予 約	来所相談…要（学校より） 電話相談…不要

電話：0952-62-2189(電話相談専用番号)
住所：〒840-0214 佐賀市大和町大字川上 927 佐賀県教育センター

⑨ 佐賀県子ども・若者総合相談センター

学校に行けない、人間関係づくりが苦手、家に閉じこもりがちなど、様々な悩みを抱えた子どもや保護者に対するワンストップ相談窓口です。相談内容に応じて、専門の臨床心理士等が解決に向けたサポートを行っています。

対 象	0～30歳代の子ども・若者及びその家族等
時 間	月～金曜日 11:00～18:00
料 金	無料
予 約	要

電話：0952-97-8246
住所：〒840-0834 佐賀市八幡小路2番3号 八幡小路ビル2階

⑩ 佐賀県中央児童相談所・北部児童相談所

こどもに関する相談や通告を受けています。

対 象	18歳未満の子ども・その保護者
時 間	月～金曜日 8:30～17:15
料 金	無料
予 約	要

【佐賀県中央児童相談所】

電話：0952-26-1212
住所：〒840-0851 佐賀市天祐1-8-5佐賀県総合福祉センター内

【佐賀県北部児童相談所】

電話：0955-73-1141
住所：〒847-0012 唐津市大名小路3-1唐津保健福祉事務所2階

⑪ 市町教育委員会・県教育委員会

各学校において、不登校児童生徒への支援の充実が図られるよう、教育条件の整備などの取組を支援しています。

【市町教育委員会】各市町における支援についてのお問い合わせ

No	教育委員会名	電 話	No	教育委員会名	電 話
1	佐賀市教育委員会	0952-40-7356	11	玄海町教育委員会	0955-80-0233
2	多久市教育委員会	0952-75-2227	12	武雄市教育委員会	0954-23-8010
3	小城市教育委員会	0952-37-6131	13	大町町教育委員会	0952-82-3177
4	鳥栖市教育委員会	0942-85-3520	14	江北町教育委員会	0952-86-5621
5	神埼市教育委員会	0952-37-3592	15	白石町教育委員会	0952-84-7128
6	吉野ヶ里町教育委員会	0952-37-0339	16	伊万里市教育委員会	0955-23-3185
7	基山町教育委員会	0942-92-7980	17	有田町教育委員会	0955-43-2324
8	みやき町教育委員会	0942-89-3052	18	鹿島市教育委員会	0954-63-2103
9	上峰町教育委員会	0952-52-3908	19	太良町教育委員会	0954-67-0317
10	唐津市教育委員会	0955-72-9158	20	嬉野市教育委員会	0954-66-9128

【県教育委員会】佐賀県教育委員会事務局 学校教育課 生徒支援室（0952-25-7222）

⑫ 親の会

県内には、不登校のお子さんをもつ保護者の方や不登校に関心のある方が運営し、活動されている「親の会」があります。
※ 下記に掲載している情報は、県内全ての親の会を網羅しているものではありません。

保護者同士で、
話がしたい



No	市町名等	名 称	電話・メールアドレス等
1	佐賀市	親の会「ほっとケーキ」	080-4310-3277 hotcake06@hotmail.co.jp
2		ただいまカフェ(NPO法人ただいま)	080-5274-7867
3	鳥栖市	ちょこっと café	chokottocafe2019@gmail.com
4	神埼市	親の会わたげ	0952-37-1615
5	三神地区	むすび	musubi.oyanokai@gmail.com
6	唐津市	唐津の会	090-5020-6527
7	武雄市	子どもと共に育つ会 One☆わん (よりみちステーション)	090-1346-2000
8	伊万里市	エンゼルらんぷ	090-1976-8942
9	有田町	フェルマータの会	0955-42-4192
10	鹿島市	ひだまりの会	090-1190-1433

佐賀県不登校の親の会ネットワーク事務局

問合せメールアドレス：sagahutoukounet@gmail.com

こころの相談窓口（電話相談・SNSによる相談）

二次元コードを読み取ると、詳細についてご覧いただけます。

電 話 相 談

まわりに相談できる人がいない、相談しにくいと感じる時は、一人で悩まず、いつでもご相談ください。

心のテレホン (24時間子供SOS ダイヤル)(文部科学省)	全国どこからでも、夜間・休日を含めて、SOSをいつでも相談できます。 【対象】児童生徒・保護者 電話：0120-078-310(24時間) ※相談窓口PR動画「君は君のままでいい」 https://youtu.be/CiZTk8vB26I
子どもの人権110番 (法務省)	いじめや体罰、不登校や虐待など、子どもをめぐる人権問題について、いつでもご相談ください。 【対象】児童生徒・保護者 電話：0120-007-110(平日8:30~17:15)
佐賀こころの電話 (精神保健福祉センター)	対人関係の悩み、性格・行動上の悩み、思春期の悩みなど、お気軽にご相談ください。 【対象】児童生徒・保護者 電話：0952-73-5556(平日9:00~16:00)
ヤングテレホン (佐賀県警察少年サポートセンター)	少年に関する悩みや困りごとの相談に応じ、家庭や学校と連携して対応します。 【対象】児童生徒・保護者 電話：0120-29-7867(平日8:30~17:15)
よりそいホットライン	どんな人のどんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します。 【対象】児童生徒・保護者 電話：0120-279-338(24時間) (つなぐ ささえる)
佐賀県ヤングケアラー 専門相談ダイヤル (認定NPO法人スチューデントサポートフェイス)	家族の世話や家事などを担うヤングケアラーに関する相談窓口です。一人で悩まず、まずはご相談ください。 【対象】児童生徒・家族・周囲の方々 電話：090-9717-0566 (月水金 11:00~18:00)相談無料
チャイルドライン 【子ども専用】	誰かと話がしたい、誰かに悩みを聞いてほしい、そんな時はご相談ください。 チャットでも相談ができます。 【対象】18歳までの子ども 電話：0120-99-7777(毎日16:00~21:00)

チャット



SNSによる相談

ネット検索 厚生労働省 SNS相談 🔍 📌

生きづらびっと	生きていくのがつらい、しんどいと感じる時は、その気持ちをSNSで安心してお話ください。 【相談時間】毎日 11:00～22:30(22:00まで受付) LINE @yorisoi-chat 
こころのほっとチャット	誰かに話したいことがあるけど、話せる人がいない、一人で抱えているのはつらいけど、口で伝えるのもつらい時に、ご利用ください。 LINE  フェイスブック  チャット 
あなたのいばしょ	24時間365日、年齢や性別を問わず、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口です。 【相談時間】24時間365日 オンラインのチャット相談 https://talkme.jp/ 
SNS 人権相談	アカウント名: SNS 人権相談 検索 ID: @snsjinkensoudan 

「子どもの心」相談医（公益社団法人 日本小児科医会）

公益社団法人 日本小児科医会において、研修を受け「子どもの心」相談医として登録されている小児科医が、子どもの心の問題への対処やカウンセリングを専門的に行います。

相談を希望される場合は、「子どもの心」相談医の先生のご都合を電話でご確認の上でお伺いください。

右の二次元コードを読み取ると、県内の「子どもの心」相談医についてご確認いただけます。→

